

平成25年 2 月 22 日

内閣法等の一部を改正する法律案に対する意見

全国市長会 共通番号制度等に関する検討会  
座 長 多久市長 横 尾 俊 彦

標記法案の意見照会に当たり、下記のとおり意見を提出するので、適切に対処されたい。

記

○番号制度に関連する国および地方の情報システムの整備について、その実施体制や政府C I O等の関与等が不明確である。番号制度に係る情報システム調達の規模や金額は巨大なものになることが予想され、実施体制や政府C I O等の関与等が不明確なまま進めれば、省庁間の縦割りや自治体間のバラツキにより、予算規模の拡大やガバナンスの不備による失敗等の弊害が発生する可能性が高いのではないか。実施体制や政府C I O等の関与等を明確にし、国及び地方における情報システムの将来像を描いた上で、全体の方向性を明示する必要がある。